

平成31年4月5日

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 清水 芳将

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

建設部

道路課、河川港湾課、建築課、住宅課

2 監査の範囲

平成30年4月（一部平成29年4月）から平成30年9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成30年11月26日から平成31年2月13日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

道路課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	工事関係書類の決裁について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	道路占用許可について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
---	------	--

	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。
イ	指摘事項	道路占用料について、算定に誤りのあるものがあつた。
	措置状況	適正な算定による調定額との差額を還付しました。
ウ	指摘事項	法定外公共物占用料について、過年度分の占用料相当額が徴収されていないものがあつた。
	措置状況	過年度分の占用料相当額を徴収しました。

河川港湾課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	工事関係書類の決裁について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあつた。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。

住宅課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	催告書について、市長名で作成されていないものがあつた。
	措置状況	今後は市長名で作成します。